

(案)

倉敷市パートナーシップ 宣誓制度の手引



倉敷市人権啓発
マスコットキャラクター
「くーびっと」



倉敷市パートナーシップ宣誓制度の手引き

目次

1	はじめに	3
2	倉敷市パートナーシップ宣誓制度とは	3
3	宣誓をすることができる方	4
4	宣誓の流れ	5
5	宣誓時に必要な書類	7
6	宣誓後の手続き	8
7	パートナーシップ宣誓書・パートナーシップ宣誓確認書 (記入例)	9
8	宣誓書受領証	10
9	宣誓書受領証カード	11
10	Q&A	12

【参考】倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱

誰もが個性と能力を發揮して

いきいきと活躍できるまち

倉敷市

1 はじめに

倉敷市では、倉敷市第七次総合計画及び第四次くらしきハーモニープラン(第四次倉敷市男女共同参画基本計画)に基づき、その人らしさが尊重され、多様な価値観や生き方を認め合う社会の実現を目指すため、性的マイノリティに係る倉敷市パートナーシップ宣誓制度を導入いたしました。

2 倉敷市パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係のことをいいます。

この制度は法的な効力(婚姻・親族関係の形成、相続、税金の控除など)を生じさせるものではありませんが、この制度を通じて、性的マイノリティの方を応援することはもとより、性的マイノリティをはじめ、様々な多様性について、さらに理解が深まるように取り組みます。

倉敷市は、誰もが個性と能力を発揮していきいきと活躍できるまちを目指しています。パートナーシップ宣誓をされたお二人がお互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと輝き、活躍されることを応援していきます。

この制度において、それぞれの用語の意味は次のとおりです。

性的マイノリティ

性愛の対象が必ずしも異性に向かわない方や身体と心の性が一致しない方などの総称。性的少数者、LGBTとも表現される。

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係

宣誓

一方又は双方が性的マイノリティである2人が、市長に対し、パートナーシップを有する旨を誓うこと。

3 宣誓をすることができる方

以下の要件を全て満たしている方が、宣誓をすることができます。

一方又は双方が性的マイノリティにある2人が、次のいずれにも該当すること。

(1) 成年に達していること。(満20歳以上の方)

※民法改正により、2022年4月1日以降は「満18歳以上」になる予定です。

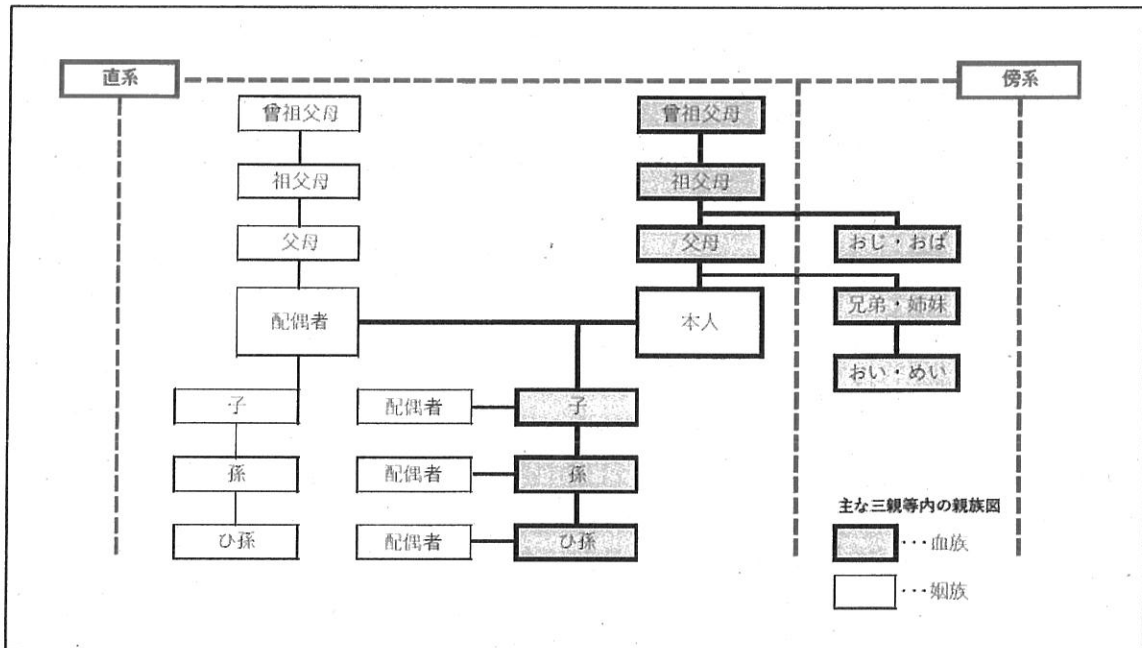
(2) 双方とも市内に住所を有していること。

(3) 配偶者(届出を行っていない事実上の婚姻関係と同様の事情にある方を含む。)のない方又は宣誓を行うときにおいて当該宣誓に係るパートナー以外の方とのパートナーシップを有しない方であること。

(4) 近親者(直系血族もしくは3親等内の傍系血族又は直系血族をいう。)でないこと。

※下図参照

※パートナーシップの宣誓をすることができない方(近親者)



4 宣誓の流れ

宣誓手続の予約（宣誓希望日の一週間前までの開庁日に）

- 連絡先 倉敷市男女共同参画課
- 電話:086-426-3105 受付時間:平日8:30~17:15
- FAX:086-426-0990
- E-mail:gndeql@city.kurashiki.okayama.jp

①宣誓希望日時(第三希望まで)

月~土曜日の9時~17時まで(日・祝・年末年始を除く)

②希望する宣誓場所

ア 市役所内会議室(月~金曜日)※土日祝以外

イ 男女共同参画推進センター(火~土曜日)※日祝以外

倉敷市阿知1丁目7番1-603号 くらしきシティプラザ東ビル6階

③申込者とパートナーの戸籍上の氏名(通称名の使用を希望される場合は、その旨と通称名もお伝えください)

④代表者住所 と、

⑤代表者電話番号 をお書き添えください。



宣誓日等の調整

- 宣誓日時・場所と当日の必要書類などを確認します。

※メール等を送信された日から3日以内(土日祝、年末年始を除く)に市からの返信がない場合、お手数ですが再度お問い合わせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

パートナーシップの宣誓

- 予約した日時に宣誓場所へ必要書類(7ページ参照)をお持ちの上、お2人おそろいでお越しください。
- 「パートナーシップ宣誓書」に自署し、御提出いただきます。自署が難しい場合は職員等による代筆も可能です。

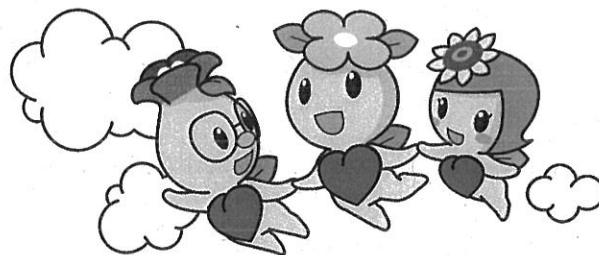
提出書類の内容確認

- 必要書類について、パートナーシップの宣誓の対象となる要件が満たされているか確認します。本人確認書類(7ページ参照)により、本人確認を行います。

宣誓書受領証などの交付

●宣誓の要件を満たし、書類に不備や不足などがなければ、パートナーシップ宣誓書受領証を1部、パートナーシップ宣誓書受領証カードを2部、宣誓書の写しを交付いたします。

※宣誓からパートナーシップ宣誓書受領証などの発行までに1時間ほどお時間をいただきます。



倉敷市人権啓発マスコットキャラクター
「ふじろー」「くーびっと」「くーみん」

5 宣誓時に必要な書類

- (1) パートナーシップ宣誓書
 パートナーシップ宣誓書に関する確認書 } 宣誓書等への記入は宣誓される当日に記入して
 いただきます。
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓を行う日前3か月以内に交付されたもの)
 ※1人1通の提出をお願いします。
 ※本籍地・続柄・マイナンバーの記載は不要です。お2人が同一世帯の場合は1通で可能です。
- (3) 戸籍抄本、独身証明書等(婚姻していないことが確認できる書類で、宣誓を行う日の3か月以内に交付されたもの)
 ※1人1通の提出をお願いします。
 ※戸籍抄本及び独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。(取得方法は本籍地の市町村窓口にお問い合わせください。)
 ※外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書などに日本語の翻訳を添えて、ご提出ください。
- (4) 通称名の使用が確認できる書類(通称名を使用する場合のみ)
 ※通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるもの(各種郵便物、社員証、学生証、公共料金の請求書、病院の診察券、各種会員証など)をご提出ください。
- (5) 本人確認ができる書類
 「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できる次の書類を提示してください。原則、「1枚の提示で足りるもの」に示されている書類で確認します。

1枚の提示で足りるもの (顔写真があるもの)	2枚以上の提示が必要なもの (顔写真がないもの)
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(マイナンバーカード) ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳 ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・その他、官公署が発行したもの など 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金証書 ・共済年金または恩給の証書 ・学校・法人が発行した写真付きのもの など ※「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類に限ります。

- ※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。
 ※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められることがあります。
 ※住民票の写しや戸籍抄本等の交付手数料は、ご自身の負担となります。

6 宣誓後の手続

宣誓後の次の手続については、宣誓時と同様、希望日の一週間前までに、倉敷市男女共同参画課まで連絡をお願いします。

(1) 宣誓書受領証の再交付

次の場合は「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書」を提出してください。

- 宣誓証明書の紛失、き損、著しい汚損などにより再交付を希望される場合は、再交付申請により、再交付します。
- 再交付申請に際しては、本人確認書類(6ページ参照)を御持参ください。
- 市内転居された場合は、再交付の対象にはなりません。

(2) 宣誓内容に変更があった場合

次の場合は「パートナーシップ宣誓書変更届」を提出してください。

- 住所又は氏名(通称名を含む)に変更があったとき
- ※ 氏名変更された場合には、変更後の事項を確認できるものをお持ちください。

(3) 宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合は、交付された宣誓証明書・カードを、市に返還する必要があります。返還にあたっては、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」を提出していただくほかに、本人確認書類(6ページ参照)をご持参ください。

- ① 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
- ② 市外に転出したとき。(※特例あり)
- ③ いずれか一方が婚姻し、または他の方とパートナーシップを結んだとき。
- ④ 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。

*特例…転勤や親族の疾病、介護などにともなう一時的な転出の場合は、返還の必要はありません。

◆ パートナーシップを有しないまたは 3. 宣誓することができる方の要件に該当しなくなったときは受領証等が返還されたものとみなします。

◆ 返還届が提出されても、受領証等が返還されなかったときなどは交付番号等を公表する場合があります。

7 パートナーシップ宣誓書・パートナーシップ宣誓確認書(記入例)

様式第1号

令和 3年12月25日

倉敷市長様

パートナーシップ宣誓書

私たちは、倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱第4条の規定により、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

記

宣誓者	氏名	フリガナ 倉敷 花子	フリガナ 中央 さくら
	通称名の場合、 戸籍上の氏名	フリガナ 倉敷 太郎	フリガナ
	生年月日 (和暦)	昭和 平成 64年 1月 1日	昭和 平成 2年 2月 14日
	住 所	倉敷市西中新田 640	倉敷市西中新田 640

代筆者	代筆者氏名	美観 一郎	
	代筆者住所	倉敷市西中新田 640	

注) 宣誓者の欄は、自署してください。自ら記入することができない場合は、代筆が可能です(代筆者の欄に氏名及び住所を御記入ください。)

【倉敷市記入欄】

氏名:	個人番号カード・免許証・証券・その他()
氏名:	個人番号カード・免許証・証券・その他()

表面

令和 年 月 日

パートナーシップ宣誓確認書

私たちは、倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱第4条に規定するパートナーシップの宣誓をするに当たって、次の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認した上で、宣誓します。
また、今後において、現況確認のため、倉敷市が住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について調査することを同意します。

記

宣誓者		
フリガナ 氏名※	倉敷 花子	中央 さくら
通称名の場合 戸籍上の氏名	倉敷 太郎	
電 話 番 号	000-0000-0000	000-0000-0000
メールアドレス	nnnn@okayama.kurashiki.com	nnnn@okayama.kurashiki.com

※外国籍の人の場合は、それに準じるもの

【代筆者】

氏名	美観 一郎	
代筆の理由	倉敷花子のケガのため	

【確認事項】

項目	回答 ※該当する□に「✓」をつけてください。	
一方又は双方が性的マイノリティであり、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input checked="" type="checkbox"/> 左記に該当しません。
双方が宣誓当日において、成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input checked="" type="checkbox"/> 左記に該当しません。
双方が市内に住所を有していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input checked="" type="checkbox"/> 左記に該当しません。
双方に配偶者がいないこと (事実婚を含む)	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input checked="" type="checkbox"/> 左記に該当しません。
双方が宣誓をする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input checked="" type="checkbox"/> 左記に該当しません。
民法の規定により婚姻をすることができない関係にないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input checked="" type="checkbox"/> 左記に該当しません。

該当しないものが一つでもあると、宣誓できません

裏面

8 宣誓書受領証



第●●●子

パートナーシップ宣誓書受領証

様 様
年 月 日生 年 月 日生

倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

倉敷市は、誰もが個性と能力を発揮していきいきと活躍できるまちを目指しています。お二人がお互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと輝き、活躍されることを応援していきます。

令和 年 月 日

倉敷市長 伊東 香織

この受領証の提示を受けた方へ

倉敷市は、誰もが個性と能力を発揮していきいきと活躍できるまちを目指しています。この受領証は、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の協力し合うことを宣誓されたことを倉敷市として証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解頂きますよう、よろしく願います。

また、受領証を提示した方の関係について、ご本人の同意なく口外することがないようご注意ください。

注意事項

1 この受領証は、倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱の趣旨に従って使用してください。なお、この受領証は、法的な効力を有するものではありません。

2 次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出てください。

- (1) 住所、氏名（通称を含む。）に変更があったとき。
- (2) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
- (3) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (4) その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 受領証等の返還を希望するとき。

※(2) から(5)までのいずれかに該当するときは、受領証等を市に返還してください。

3 宣誓者が虚偽その他不正な手段により受領証等の交付を受けた場合又は受領証等を不正に使用した場合は、受領証等が返還されたものとみなします。

通称を使用している場合

以下に氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

(通称) _____ (氏名) _____

(通称) _____ (氏名) _____

特記事項

裏面

10 Q&A

パートナーシップ宣誓制度について	
Q1.パートナーシップ宣誓制度と結婚のちがいは？	<p>A1.結婚は法律の定めるところにより婚姻の届出をすることで、親族関係が生じ、扶養義務や相続権など、さまざまな義務・権利が発生します。</p> <p>一方、倉敷市パートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)を制定し、実行するもので、法律上の義務や権利は発生しません。また戸籍や住民票の記載が変わることもありません。</p> <p>この制度は毎日の生活において、お互いに支え合い、ともに協力し合うことを約束したお二人の宣誓に対して市が宣誓書受領証等を交付することにより、お二人がお互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと輝き、活躍されることを応援するために取り組むものです。</p>
Q2.法律上の義務や権利がないということですが、宣誓のメリットはなんですか？	<p>A2.宣誓によって法律上の義務や権利は発生しませんが、市の一部のサービスなどにおいて、宣誓をされた方々が利用可能になるものもあります。</p> <p>また、民間事業者などの中でも受領証の提示によりサービスが受けられる場合もあります。</p> <p>今後、さまざまな民間事業者などの方々に制度の趣旨をご理解いただき、宣誓されたお二人が受けられるサービスや手続きの簡略化などに対応し、お二人にとって住みやすいまちになっていくよう、積極的に周知してまいります。</p>
Q3.制度の導入により、家族制度や婚姻制度に影響を及ぼすのではないですか？	<p>A3.この制度は性的マイノリティの方が、その人らしさを尊重され、お互いに多様性を認め合う社会の実現をめざし、性的指向・性自認等に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ることにより、社会全体が多様性を尊重し、認め合う環境づくりを進めるための取り組みの一環として導入するものであり、家族制度や婚姻制度に影響を与える目的はありません。</p>
Q4.欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか？	<p>A4.欧米等を中心に認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。一方、本市が行うパートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度のもとで要綱により実施する制度であり、法的な権利や義務を生じさせるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。</p>
Q5. 宣誓に費用はかかりますか？	<p>A5.宣誓そのものに費用はかかりません。</p> <p>ただし、宣誓の際に提出していただく住民票の写しなどの必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。</p>

宣誓をすることができる方について

Q6. 宣誓は同性カップルしか行えませんか？

A6. 宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルに限定しておりません。トランスジェンダーやバイセクシュアルなど、戸籍上異性のカップルであっても、要件を満たしていれば宣誓ができます。

Q7. 事実婚のカップルは宣誓できますか？

A7. この制度は性的マイノリティの方を対象とした制度のため、性的マイノリティではない事実婚のお二人は、本制度の対象外となります。

Q8. 倉敷市民でないと宣誓はできませんか？

A8. お二人が市内に住所を有していることが、宣誓の要件のひとつとなります。

Q9. 同居していないと宣誓はできませんか？

A9. 同居の必要はありませんが、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q10. 外国籍の人でも宣誓できますか？

A10. 外国籍の方でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付してご提出ください。婚姻要件具備証明書(独身証明書)等の書類については、在日大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

また、外国で同性婚をしているカップルも日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓できます。

宣誓の手続きについて

Q11. 通称名での宣誓はできますか？

A11. 性別違和など、特段の事情がある場合は、通称を使用することができます。通称を日常的に使用していることが確認できる書類をお持ちください(通称宛てに届いた郵便物や社員証など)。なお、受領証等の裏面には、本人確認等のため戸籍上の氏名を記載します。

Q12. 郵送や代理人による宣誓はできますか？

A12. できません。面前にてご本人の確認とご意思の確認を行いますので、必ず宣誓されるお二人おそいで、窓口にお越しください。職員等による代筆は可能です。

Q13. プライバシーは守られますか？

A13. 原則個室で対応します。また、市職員にはプライバシーについて守秘義務が課されておりますので、ご安心ください。

Q14. なりすましや偽造などの悪用をされませんか？

A14. 市が宣誓を受ける際には、住民票の写し・独身証明書の提出、ご本人確認を行うため運転免許証などの提示を求めることで、なりすましなどの悪用を防ぎます。なお、パートナーシップ宣誓書受領証などを不正に利用したことが判明したときや、偽造・偽証などが発覚したときは、宣誓書受領証などを市に返還していただきます。

Q15.宣誓証明書やカードはすぐに交付されますか？

A15.ご提出いただいた書類に不備や不足などがなければ、即日交付が可能です。ただし、交付するまでに、1～2時間程度お待ちいただくことがあります。

受領証等について

Q16.受領証等にはどのような効力や使い道がありますか？

A16.受領証等には法的な効力はありません。本市の制度では、市営住宅の申込み等にご利用いただけます。くわしくは「【倉敷市】パートナーシップ関係の方が利用可能なサービス一覧」をご覧ください。
(また民間サービスでは、携帯電話の家族割、飛行機の家族で共有できるマイルの適用、生命保険の受取人の適用などへの活用が想定されます)

Q17.受領証等に有効期限はありますか？

A17.ありません。

Q18.受領証等は公的な本人確認書類として使用できますか。

A18.使用できません。お二人がパートナーシップ関係であると宣誓した事実を証するものです。

Q19.市外に転出する場合、宣誓書受領証は返還しなければなりませんか？

A19.市外に転出した場合は返還の必要があります。しかし、転勤や親族の疾病、介護などにとまなう一時的な転出の場合は、返還の必要はありません。

Q20.宣誓書受領証・カードを紛失した場合は再交付できますか？

A20.宣誓書受領証・カードの紛失・き損・著しい汚損などの事例により、再交付を希望される場合は、再交付申請により再交付いたします。再交付希望の場合も、事前に倉敷市男女共同参画課まで電話・メールにてご予約ください。

Q21.宣誓書受領証・カードを返還しなければならないときは、どういうときですか？

A21.お二人がパートナーシップを解消したとき、市外へ転出したとき、宣誓の要件に該当しなくなったときなどは、宣誓書受領証・カードを市に返還してください。

返還時には次の書類が必要です。

- ① パートナーシップ宣誓書受領証等返還届
- ② 本人確認書類
- ③ パートナーシップ宣誓書受領証・パートナーシップ宣誓書受領証カード

Q22.死亡した場合は受領証等を返還しなければならないですか？

A22.一方のパートナーが亡くなられた場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書」(様式第4号)による届出は必要ですが、受領証等の返還は必要ありません。新たに他の方とパートナーシップ宣誓をする場合には返還していただけます。また、亡くなられた後に再交付申請により、新たに宣誓書受領証等を発行することはできません。

Q23.宣誓書は何年間保存されますか？

A23. 長期保存されます。



その他

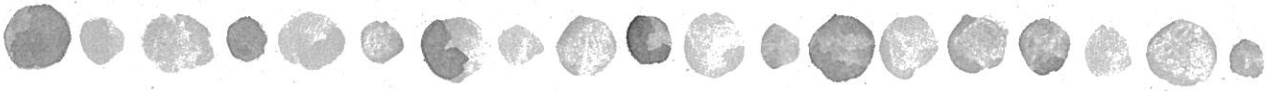
Q24.パートナーと結婚に類似した関係を築くには、どのような方法がありますか。

A24. 結婚に類似した関係性を築く手続きとして、公正証書により遺言書を作成する方法や、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。(手続きには費用が発生します。くわしくは、公証役場にお問い合わせください。)

倉敷公証役場 倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館4階 電話:086-422-4057

【参考】倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱

—要綱添付—



発行:倉敷市男女共同参画課

令和3年12月

住所:〒710-8565 倉敷市西中新田 640

TEL:086-426-3105

FAX:086-426-0990

E-mail:gndeql@city.kurashiki.okayama.jp

